

安全保障法制改定法案に反対する会長声明

- 1 2015（平成27）年5月14日、政府は、自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法、国連平和維持活動協力法等を改正する平和安全法制整備法案及び新規立法である国際平和支援法案（以下併せて「本法案」という。）を閣議決定し、翌15日には国会に提出した。
- 2 本法案は、2014（平成26）年7月1日になされた集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定を受け、それを具体化するための法律であるが、当会において同年5月3日に発した「集団的自衛権の行使容認に反対する会長声明」及び、同年8月1日に発した「集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定に抗議し撤回を求める会長声明」にて指摘したとおり、そもそも集団的自衛権の行使を容認すること自体、憲法前文及び憲法第9条第1項に反するものである。
- 3 本法案においては、我が国が攻撃されるに至っていない場合のみならず、電力や石油等のエネルギー危機が生じた場合においても「存立危機事態」に含まれ得るとして自衛隊による実力行使を容認すること（自衛隊法・武力攻撃事態法）、地理的な制約なく、支援対象もアメリカ合衆国や他の「同盟国」等の軍隊に対する支援を可能とすること（重要影響事態法）、戦闘が予想される非戦闘地域とはいえない地域においても後方支援を可能とすること（国際平和支援法案）、国際連合が直接関与しない平和維持活動への参加や治安維持及び警護活動に伴う武器使用を可能とすること（国連平和維持活動協力法）、例外なき事前承認の仕組みを定めたなどとしているが多くの自衛隊の活動に事後承認の例外が設けられていること、などが定められている。

これらの自衛隊の活動は、まさに我が国が個別的自衛権の範囲を超えて実力行使を行うことに他ならず、憲法前文に違反する点に加え、憲法第9条第1項により認められない「武力の行使」ないしは同条第2項が否定する「交戦権」の行使に該当するものである。
- 4 したがって、本法案はこれらの点において、憲法前文及び憲法第9条に違反する。また本法案は、これらの憲法の条項を憲法改正手続によらず法律の制定により実質的に改変する点において、立憲主義の理念にも反する。
- 5 よって、当会は本法案による安全保障法制の改定に反対する。

2015（平成27）年 6月 2日

釧路弁護士会

会長 阪 口 剛